

虐殺に加担するな!

八木巖

10月より「パレスチナのガザへの攻撃を止めよう」の行動を開始し、当初不戦へのネットワークとBDS Nagoyaが呼びかけ団体になっていましたが、ガザ緊急アクションなごやと組織改編し、週1回の集会・デモや街頭アピールなど続けてきました。

イスラエルのガザ攻撃が半年に及ぼうとしている。今、死者数3万2552人!(3月29日)。2014年のガザ攻撃では1万3000人の死者数があげられている、これと比較してみると今回の攻撃がいかに大規模な、集団虐殺であるかということが言えると思います。それにイスラエルは国際法、国際人道法を守っていません。多くの市民、女性、子供がなくなっています。

私たちのすすめているガザ攻撃を止めようの運動を中間的に振り返ってみます。(あくまで個人としてのまとめです)。

G7(日本をのぞく)がイスラエルの「自衛権」擁護を言い、その後上川外相がイスラエルに行き「イスラエル国民との連帯」を言うという状況のなかで、私たちはこのパレスチナの問題は10月7日から始まったことではなく、歴史的な背景を知る必要がある、という主張を当初からすることができた。暴力の連鎖あるいは社会の分断を憂い、あいまいな「パレスチナに平和を」、というところにおちつくことがなかったので、はじめのスタンスをしっかりとうちだすことができた。ここで運動の方向性がつけられたし、それは米領事館前での抗議行動にもつづけられたのだと思う。



アメリカはイスラエルへの軍事支援をやめろ!
毎週火曜日のアメリカ領事館前街宣

政治の場にどのように反映させるかということが次に議論され、政治家・国会議員に働きかけるという目的をたて市民集会(12・9市民集会)をおこないました。

Youtube

<https://www.youtube.com/watch?v=uAiOqjRLENw&t=2122s>

1月26日、ジェノサイド条約に基づいた南アフリカ共和国の提訴をうけて、国際司法裁判所はジェノサイドを防止するためにあらゆる措置をとることをイスラエルにもとめる暫定措置を発表しました。それにたいしてイスラエルは国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)に10・7の軍事作戦に関与した職員がいるという一方的なイスラエルの発表をおこなった。それを受けてアメリカ、日本など10カ国以上が資金停止する、という状況になり支援物資が途絶えるということが現実性をおびてきました。一方避難者が集中している南部ラファへの攻撃をイスラエルは明言しています。

こうした状況のなかで8項目の要求項目をまとめ国会議員に訴えかける院内集会をもちました。

(2月26日)

Youtube

<https://www.youtube.com/watch?v=uyJZIx7BO6U&t=937s>

ここでの行動の意義は東京のグループと関係できたこと、そして、ボイコット運動を運動の柱にすえたことです。このボイコット運動は大きな成果をあげました。

伊藤忠アビエーション、日本エアークラフトサプライ2社はイスラエル軍事企業エルビットシステムズと前年に結んでいた協力関係覚え書きを2月に終了させました。これについて伊藤忠アビエーションは国際司法裁判所(ICJ)がイスラエルに対し、ジェノサイド行為を防ぐ「すべての手段」を講じるよう命じたことなどを踏まえて決めた、としています。学生、若い人が中心になって抗議行動がおこなわれ、署名が集められ、それは、伊藤忠グループのファミリーマートへのボイコットにまでひろがりそうになりました。。インドネシアなどでのボイコット運動も大きかったようです。こうした動きに企業が危機感をもったため覚え書きの終了となったと思います。市民の運動の勝利です。

市民の平和的抗議運動としてのボイコット運動。グローバル展開している企業ほど市民の動きを注視しているといわれています。企業が環境、人権に配慮することはもはや国際的なルールとなってきました。そのことが実感されました。

2024年予算で防衛省がイスラエル軍事企業から攻撃型ドローンを導入しようとしていることがわかりました。実証実験をしてから導入ということですが、実証実験とはガザでの使用？伊藤忠が国際司法裁判所の勧告に従い覚え書きを解消したのに、防衛省のこの対応はあり得ない。虐殺に直接加担！

防衛省が導入を検討している 攻撃型ドローン

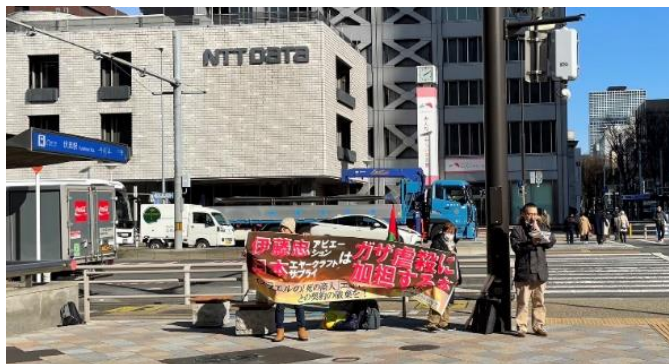
日本エアークラフト Elbit Systems 「SkyStriker」 最大2時間100km飛行可	IAI 「Point-Blank」 重量7kg 全長1m 海外物産	IAI 「ROTEM」 重量6KG 弾頭1.2kg 飛行で30min飛行 海外物産
住商エアロシステム株式会社 Uvision HERO-120 重量18KG 60km飛行可	IAI 「Heron」 重量1270kg 全長8.5m	川崎重工株式会社

抗議予定
住商エアロシステム・川崎重工→金曜名駅街宣中
海外物産→3月15日(金)名駅街宣後
日本エアークラフト→3月22日(金)名駅街宣後



日本の産業ロボットメーカーFANUCの製品がイスラエル軍事企業に製品輸出されていることがわかりオンラインでの反対署名がおこなわれました。

FANUC社はメディアには軍事企業には製品輸出していないというふうに発表し、法律は守っているとしています。しかし、イスラエル軍の戦車や戦闘機のエンジンを製造しているBSEL社のホームページにはFANUC社のロボットがうつりこんでいる。また155ミリ榴弾砲を製造するイギリスの軍事企業BAEシステムズのホームページにもFANUCのロボットがうつっています。合法的ならいいということではなく虐殺に加担していることは明らかです。エンドユーザーまでしっかりウォッチしていくことを企業にもとめていかなければならない。



伊藤忠アビエーション前抗議街宣



FANUC本社(山梨)前・署名提出



海外物産前抗議街宣

イスラエルに対する国際社会の不処罰、日本政府の加担、企業の加担が国際法を無視して虐殺を続けるイスラエルを「支援」していることになる。安保理で「ラマダン中の停戦決議」(3月25日)があがったにもかかわらず、イスラエルは攻撃を続け、アメリカは武器支援を続けている。私たちはさらに運動を継続強化する必要があります。

院内集会で提起した8項目の要請書

1. 2023年10月7日以降のイスラエルの軍事行動を自衛権の行使として支持した岸田総理と上川外務大臣の発言を撤回するよう求めること。また、ガザ地区においてイスラエルが国際人道法に違反する行動を取っていることを認め、公に非難すること。
2. イスラエルに対し、ジェノサイド防止を命じた国際司法裁判所の仮保全措置命令(2024年1月)を順守し、避難民が多数集まる南部の町ラファへの侵攻を止めるよう求めること。
3. UNRWA(国連パレスチナ難民救済事業機関)への拠出金の停止は、ガザでの人道危機を最終段階に陥れるものであり、ジェノサイドに加担したと見なされることになるため、直ちに再開すること。
4. ガザの封鎖は国際法違反であり、その解除が二国国家解決案を含め、紛争のあらゆる平和的解決にとって必要であることを国際的な場で訴え、イスラエルやその支援国に封鎖の解除を求めること。
5. 米国等のイスラエルへの武器供与に反対し、その即時停止を求めること。
6. ジェノサイド等の国際犯罪を促進するリスクがある以下のイスラエルとの協定や覚書について、その破棄を含めて見直しを検討すること。

(1)「日・イスラエル科学技術協力協定」(1995年8月締結)

(2)科学技術振興機構とイスラエル科学文化スポーツ省との「戦略的国際科学技術協力推進事業『日本-イスラエル研究交流』における覚書」(2008年12月締結)

(3)「日本国経済産業省とイスラエル経済省との間の産業技術分野での協力覚書」(2014年7月締結)

(4)「産業 R&D 分野での協力に関する新エネルギー・産業技術総合開発機構とイスラエル国産業技術開発センター(MATIMOP)との間の覚書」(2014年7月締結)

(5)「科学協力に関する科学技術振興機構とイスラエル国科学技術宇宙省との間の覚書」

(2015年1月締結)

(6)近畿経済産業局がイスラエル経済産業省と署名した「関西・イスラエル間における経済・ビジネス交流進展に関する協力覚書」(2017年11月締結)

(7)「日・イスラエル投資協定」(2017年6月発効)

(8)総務省がイスラエル国家サイバー総局と署名した「イスラエルとのサイバーセキュリティ分野における協力に関する覚書」(2018年11月締結)

(9)「日本国防衛省とイスラエル国防省との間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書」(2019年9月締結)

(10)「日本国防衛省とイスラエル国防省との間の防衛交流に関する覚書」(2022年8月締結)

(11)総務省がイスラエル通信省と署名した「情報通信技術・郵便分野における協力覚書」(2023年4月締結)

(12)ジェトロが「スタートアップ・ネーション・セントラル」と署名した協力覚書(2023年9月締結)

これらに加え、ジェノサイド等の国際犯罪を促進するリスクがある「あり得べき日・イスラエル経済連携協定(EPA)に関する共同研究」を停止すること。

7. イスラエルに対する武器・武器製造関連設備の禁輸を徹底すること。特に、デュアルユースの製品や技術のイスラエルへの流出や第三国を経由した輸出について、監視と情報公開を徹底すること。また、イスラエル製の武器や軍事技術の輸入をしないこと、及び、自衛隊とイスラエル軍の間での武器や軍事技術に関する共同研究を行わないこと。

8. 占領地であるヨルダン川西岸地区・ゴラン高原でのイスラエル入植地の建設は国際法違反であることを踏まえ、それに関わる経済活動への規制を具体化すると共に、そうした経済活動は人権侵害を助け、国際法に違反することを企業に周知徹底すること。

以上